

令和6年第2回定例会議

胆振東部消防組合議会会議録

令和6年 8月29日 開会

令和6年 8月29日 閉会

胆振東部消防組合

第2回胆振東部消防組合議会定例会議

令和6年 8月29日（木曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 行政報告
- 4 提案理由の説明
- 5 認定第1号「令和5年度胆振東部消防組合歳入歳出決算の認定について」
- 6 承認第1号「専決処分（補正予算〔第1号〕）の承認について」
- 7 承認第2号「専決処分（補正予算〔第2号〕）の承認について」
- 8 報告第1号「専決処分（損害賠償額）の報告について」
- 9 議案第1号「財産の取得について」
- 10 議案第2号「財産の取得について」
- 11 議案第3号「令和6年度胆振東部消防組合補正予算（第3号）について」
- 12 報告第2号「現金出納例月検査の結果報告について」

○出席議員

1番	箱崎英輔君	4番	秋永徹君
2番	工藤秀一君	5番	栗原健一君
3番	折坂泰宏君	6番	佐藤守君

○出席説明員

管理者	宮坂尚市朗君
副管理者	西野和博君
消防長	稲葉博徳君
次長	横井幸男君
総務課長	長幡雅彦君
防災課長	藤田恵五君
安平支署長	青木政美君
追分出張所長	川村雅都君
厚真支署長	加勢正義君
鷗川支署長	安藤義浩君
穂別支署長	高橋旭君

○出席事務局職員

局長	大野雅人君
書記	田中淳一君
書記	森田一君

開会 午前10時07分

◎開会の宣告

○議 長 只今の出席議員は、6名であります。定足数に達しておりますので、これより令和6年第2回胆振東部消防組合議会定例会を開会いたします。

○議 長 本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議 長 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。
会議規則第89条の規定により、2番工藤議員、3番折坂議員、の2名を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議 長 日程第2、「会期の決定」の件を議題といたします。
お諮りいたします。今期定例会の会期は本日1日間といたします。
これにご異議ありませんか。

〔「異議無し」という声あり〕

異議無しと認めます。
よって会期は本日1日間と決しました。

◎日程第3 行政報告

○議 長 日程第3「行政報告」を求めます。

○消 防 長 はい。

○議 長 稲葉消防長。

○消 防 長 (記載省略、議事録音有り)

○議 長 以上で稲葉消防長の「行政報告」が終わりましたので、これより「質疑」に入ります。
質疑ありませんか。

○佐藤議員 はい

○議 長 佐藤議員

○佐藤議員 ちょっとお伺いいたします。説明の方向ですね救急車到着までの支援活動それについて今説明があったんですが、そこで私の方から宿題をださしてもらいまして、管理者の方からガイドラインを1つ作りたいたいというそういう話を

しているばかりなんですけども、今消防長の方からの説明でですね、もうちょっと詳しく話を聞きたいんですね、以前はですね救急車が来るまでにはいくら救急救命士の免許を持っていてもこれは一体一対でない救命活動はできませんよっていうところから、今赤車が現場に出向いてもいいというそういう規則改正か何かなされたということで、その後範疇ですね確かそういう救急救命でも医療行為っていうのはおそらく救急車がないとできないとおもいますので、そしたら挿管だとかそういったものは正直できませんよと、人工呼吸だとかAEDだとかこういったところでもって、要する救急車が来るまで様子を見るとか、そうすると今までは赤車で搬送も過去にはあったんですけれども、これは今回改正はしたけれどもそれは認められませんよとか、その辺りちょっともうちょっと詳しく説明をお願いしたいと思うんですが。

○消防長 はい。

○議長 稲葉消防長。

○消防長 今回の改正でできることになった内容は、佐藤副議長の前回の議会でも質問されておりました例えば鷓川で救急車が出動中に救急事案が発生した場合、近隣のが集まったら救急車を要請するという風に私答弁いたしました。それまでの時間やはりかかるとその間何かできることないのかという質問の内容だったと記憶しておりますそれを受けまして必要な救急車が来るまでの時間処置をする行って救急処置をする必要があるだろうと思われる通報内容につきましてはいわゆる赤い車で消防職員が行って救急車が来るまでの間必要な応急処置をする、できる範囲でのことをすると言うことでございます。先ほど質問にございました救急救命士が気管挿管とかそういうことはできませんけれども救命士じゃない救急隊員ができる範囲のことを必要な時にすることが出来ますよという内容でございます以上です。

○佐藤議員 はい。

○議長 佐藤議員

○佐藤議員 説明で納得できました。これはですね胆振消防で決めたわけではなく消防庁とかそういうところで、こうそういう風に規則が変わってきたのかその点をお聞きしたいのと、正直グレーゾーンでいいんですね。気管挿管はできないこれははっきりしますけれどもあまりにも規則で細かいことを書いてしまうと救急車が来るまでの間の救命処置、これは細かく決めてしまうとそこで助けられる命も救急救命士が処置できない場合もありますからそこはねグレーゾーンにしておいた方が私もいいのかなと思って今聞いていたんですけどもその点だけちょっともう一度伺います。

○消防長 はい。

○議長 稲葉消防長。

○消防長 はい、まず一番最初に冒頭にございましたこの改正してできるようにしたことは胆振東部消防組合独自のものなのか、それとも消防庁とおっしゃいますおそらく国の消防庁のことだと思うんですが、総務省消防庁が全体をやりなさいという風にやっているのかという質問だったと思うんですが、全国的に

はその救急車が到着するまでの間、必要があれば近くの消防隊が行って救急隊到着まで必要な手当をするということを行っていることは増えてきております。胆振東部消防組合が周りに先行して行っているということとかそういうことではございません。それから処置についてですが前回の委員会でもお話しがありました通り救急救命士は救急車と対で、そして救急救命士ができる処置は医師の具体的な指示がなければできないことですので、これはお見込みの通りできないこととございます。先ほどの答弁でもお話ししましたが救急救命士以外の救急隊員が必要とできる範囲での処置という風に限定がされることとなります。以上です。

○佐藤議員 はい。

○議 長 佐藤議員。

○佐藤議員 ちょっと聞き忘れたことがあってその、処置活動の関係でですね細かい規程はされてるんですか、私は逆に細かい規程されていない方が人命救助に一步近づくんじゃないか、あまりにも細かく決めるとやれることもやらなくなるので、まああの挿管についてはねもう明らかに医療行為ですかねこれはわかりますけどね、その他でなんか細かく決まっているんでしょうか、それとも概ねできる範囲で支援しなさいっていうなんかそういうグレーゾーンの言葉で括られているのかその点だけ教えて下さい。

○消 防 長 はい。

○議 長 稲葉消防長。

○消 防 長 はい、出動、その消防隊等、隊が出動するときはどういう時かということを決め、そこは決めております。通報内容で心肺停止が想定される場合、一般の人々に対する救命処置でも消防職員に説明はしておりますが一刻も早い、いわゆる心臓マッサージとかそういうことが早いほうが救命率は高いんだということをお話ししますのでやはり心肺停止が想定されるような通報の場合が一つ、それから怪我とかそういうものを含めまして重症以上が予想される場合、そういう項目も付け加えております。あと、他に定める場合というようなことで付け加えておりますが、できることとと申しましたら心肺蘇生、それから必要に応じて心肺停止でなくても血圧を測るとか酸素が必要だという状態であれば酸素投与するとかそういう範囲で、という風に想定しております。以上です。

○議 長 佐藤議員よろしいですか。

○佐藤議員 はい。

○議 長 はい。他に行政報告がありましたけども質疑ありませんか。なしと認めますのでこれで行政報告の質疑を終わります。

◎日程第4 提案理由の説明

○議 長 日程第4「提案理由の説明」を求めます。

○管 理 者 はい。

○議 長 宮坂管理者。

○管 理 者 (記載省略、議事録音有り)

◎日程第5 令和5年度胆振東部消防組合歳入歳出決算の認定について

○議 長 日程第5 認定第1号「令和5年度胆振東部消防組合歳入歳出決算の認定について」を議題と致します。
本案について説明求めます。

○総務課長 はい。

○議 長 長幡総務課長。

○総務課長 (記載省略、議事録音有り)

○議 長 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

[「無し」という声あり]

質疑無しと認め質疑を終わります。
次に討論を行います。
討論はありませんか。

[「無し」という声あり]

討論なしと認めこれで討論を終わります。

認定第1号について、採決を行います。
本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議無し」という声あり]

異議無しと認めます。
よって本案は原案の通り認定することに決しました

◎日程第6 承認第1号専決処分(補正予算[第1号])の承認について

○議 長 日程第6 承認第1号専決処分(補正予算[第1号])の承認についてを議題と致します
本案について説明を求めます。

○総務課長 はい。

○議 長 長幡総務課長。

○総務課長 (記載省略、議事録音有り)

○議長 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

[「無し」という声あり]

質疑無しと認め質疑を終わります。
次に討論を行います。
討論はありませんか。

[「無し」という声あり]

討論なしと認めこれで討論を終わります。

承認第1号について、採決を行います。
本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議無し」という声あり]

異議無しと認めます。
よって本案は原案の通り承認することに決しました。
ここで10分間の休憩とします。今、あの時計で11時ですので、11時10分に再開いたします

◎日程第7 承認第2号専決処分(補正予算[第2号])の承認について

○議長 長 それでは再開いたします。
日程第7 承認第2号専決処分(補正予算[第2号])の承認についてを議題と致します。
本案について説明を求めます。

○総務課長 はい。

○議長 長 長幡総務課長。

○総務課長 (記載省略、議事録音有り)

○議長 長 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

[「無し」という声あり]

質疑無しと認め質疑を終わります。
次に討論を行います。
討論はありませんか。

[「無し」という声あり]

討論なしと認めこれで討論を終わります。

承認第2号について、採決を行います。
本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議無し」という声あり]

異議無しと認めます。
よって本案は原案の通り承認することに決しました。

◎日程第8 報告第1号専決処分（損害賠償額）の報告について

- 議 長 日程第8 報告第1号専決処分（損害賠償額）の報告についてを議題と致します。
本案について説明を求めます。
- 総務課長 はい。
- 議 長 長幡総務課長。
- 総務課長 （記載省略、議事録音有り）
- 議 長 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

[「無し」という声あり]

質疑無しと認め質疑を終わります。
次に討論を行います。
討論はありませんか。

[「無し」という声あり]

討論なしと認めこれで討論を終わります。

報告第1号について、採決を行います。
本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議無し」という声あり]

異議無しと認めます。
よって本案は原案の通り報告済みということで決しました。

◎日程第9 議案第1号財産の取得について

○議長 日程第9 議案第1号財産の取得に**について**を議題と致します。
本案について説明を求めます。

○総務課長 はい。

○議長 長 長幡総務課長。

○総務課長 (記載省略、議事録音有り)

○議長 長 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
質疑はありませんか

[「無し」という声あり]

質疑無しと認め質疑を終わります。
次に討論を行います。
討論はありませんか。

[「無し」という声あり]

討論なしと認めこれで討論を終わります。

議案第1号について、採決を行います。
本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議無し」という声あり]

ご異議無しと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決しました。

◎日程第10 議案第2号財産の取得**について**

○議長 長 日程第10 議案第2号財産の取得に**について**を議題と致します。
本案について説明を求めます。

○総務課長 はい。

○議長 長 長幡総務課長。

○総務課長 (記載省略、議事録音有り)

○議長 長 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
質疑はありませんか

[「無し」という声あり]

質疑無しと認め質疑を終わります。

次に討論を行います。
討論はありませんか。

[「無し」という声あり]

討論なしと認めこれで討論を終わります。

議案第1号について、採決を行います。
本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議無し」という声あり]

ご異議無しと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決しました。

- 議 長 日程第11 議案第3号令和6年度胆振東部消防組合補正予算（第3号）についてを議題と致します。
本案について説明を求めます。
- 総務課長 はい。
- 議 長 長幡総務課長。
- 総務課長 （記載省略、議事録音有り）
- 議 長 議案第3号の説明が終わりました。これについての質疑に入ります。
質疑はありませんか
- 佐藤議員 はい。
- 議 長 佐藤議員。
- 佐藤議員 ちょっとお伺い致します。28ページの繰越明許費の補正の中で約3億、2億3千万くらいか増えているということで、設計関係の増額というのは入っていないのかと思ひまして、今回の消防庁舎の建設に当たってはまあタイミングが悪いとか、コロナとラピダスが進出するということで、請け負う会社人夫、それから資材等が非常にこう上がっている状態なんですね、自分の手前のことをいってもあれなんですけども、僕はもう今、拠点整備で色々、基本設計からの実施設計、この1年で正直6億増額となってるんですね。厚真町も新聞で庁舎の関係ちょと賑わってますけども、大変な資材高騰で予算が狂ってしまったという状況なんですけども、まあ言い換えればですね2億ちょっと、よくこのくらいの金額で収まったなっていう、まあいい面での置き換えも実はできるんですけども、これからまだですねまあ建設まで時間がありますし正直言ってここでもって建設を中止っていう、そんなことは到底あり得ませんし、とにかく機能性のある充実した立派なもの庁舎を建ててもらいたいっていうのが我々の願いですけども、この建設までにあたってですね本当にこの金額で終わるのか、いやいやまだこれちょっと建設が終わって見ないとなんとも言えないよって状況なのか、本当に正直にこれはっきりしたした方がいいと思うんですよ。いや、これは一応今の段階の物価高の

中で目安としてこういった補正を組まさせてもらったけれども状況によっては若干負担が増えるかもしれない、まあそういう状況は、これはっきり言った方がいいと思うんですね。はい、その辺ちょっと考え方を伺いたいと思うのですが。

○次 長 はい。

○議 長 横井次長。

○次 長 庁舎建設の工事費の増額についてですけれども前回当初予算であげさせていただいたのは基本設計を行っている段階の概算をあげさせていただいて、その中で物価上昇率等を加味してあげさせていただいています。今回は、今実施設計をやっている中の8月1日現在の概算の金額を基に今後の物価上昇を予想してこの金額を予算計上させていただいています。今後、再来月に業者の入札をいたしまして議会に承認をいただきたくというような流れになるかと思っておりますけれども、ある程度の物価上昇率は加味した予算となっておりますので、今の状況ではこれより契約金額は下がるものかと思っております。今後事業を進めるにあたって工事の設計変更等がでてきた場合に対応できる内容と一応予算の物価上昇率を加味してちょっとあげさせていただいているので、今の段階ではこれよりちょっと増額になるというような計画、予想は今の段階ではしておりません。只今の現在の工事費につきましては、庁舎・外構工事につきましては22億6620万円の概算をいただいております。それと、工事監理委託料につきましては、3345万円の予定をしています。その中から物価上昇率を考えまして約10パーセント予算を計上させていただいております。以上で説明を終わります。

○議 長 暫時休憩と致します。

○議 長 それでは、議会を再開致します。

○副管理者 はい。

○議 長 西野副管理者。

○副管理者 さきほど説明がありました物価上昇分の10パーセントにつきましてですが、予定価格を設定する段階です、基本的には物価スライドは、契約後に物価スライドした場合には追加して払うというのが現状だと思いますので、ちょっと検討しながらですね、調査しながらですね、予定価格算定の際にですね、この物価スライドっていうのはちょっと除いてですね、価格を決定させていただいて、それで入札ですね、基づいて契約しながらその後、物価スライドで上昇した分についてももちろんのこと追加してお支払いをさせていただくような、そんなような手続きになるかと思っておりますので、その関係につきましては、予定価格の段階で調整をさせていただきたいと思っております。

○管 理 者 はい。

○議 長 宮坂管理者。

○管 理 者 今回の副管理者の説明したのは、あくまでも予算の時のあまりにも物価が上昇

している事を考慮して予算立てし、ただその実施設計が出来上がった段階の実施設計の積算額に基づいて契約に至る、その時の予定価格の話をさせていただきました。で、当然予定価格で契約できればですね、そのまま初期的な契約は進めますが、当然途中で物価が上昇して設計変更に至る場合もあります。そういった時に、当然設計変更する、あるいは契約そのものを当然変更していく、手続きはその後生じるということでございます。その中に、要素として物価スライドは当然公共発注の場合は法律で定められておりますのでこれらについてもしっかりと対応していくこととなります。結果として最初の契約から何度か契約変更に至るケースも出てくるということをご説明したということでありませう。よろしくお願い致します。

○佐藤議員 はい。

○議 長 佐藤議員。

○佐藤議員 ありがとうございます。まああの設計金額についての補正というのはまだ了解できると思うんですね。ただ、今のこういった数字がきちっと出た補正の中で、先ほどの説明では今のところの数字でもって変わらないと思っておりますということになってしまうと、同じ事業で補正のまた補正っていうのは、これはちょっと事務方としてみたくないものですから、ただ本来は事務方でこういった表現っていうのは回しているのかどうかかわからないけども、今現在はこういう状況の金額で進んでいますけれども、先ほどの管理者さんから方からも、副町長からもありましたとおり、その時の物価スライドによっては動きがあるかもしれないという、そういうニュアンスをね、付け加えておけば、まああとあと言い開きが出来るとかなっていう、そういう思いもあったもんですから、ちょっと発言させてもらいました。

○管 理 者 はい。

○議 長 宮坂管理者。

○管 理 者 ええーと、それとさらに付け加えさせていただきますが、今回の予算については、繰越明許っていう性格の予算でございますので、繰越明許については年度内です。提案した年度内でしか補正は効きません。ですから、物価スライドという想定をしながらもですね、翌年度にまたがって発生した場合には当然その発生した分だけを現年度予算で追加するという、そういう手続きになります。その辺についてもご理解いただければなと思っております。

○議 長 他に質疑ありませんか。

[「無し」という声あり]

質疑無しと認め質疑を終わります。
次に討論を行います。
討論はありませんか。

[「無し」という声あり]

討論なしと認めこれで討論を終わります。

議案第 3 号について、採決を行います。
本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議無し」という声あり〕

よって本案は原案のとおり可決することに決しました。

◎日程第 1 2 報告第 2 号現金出納例月検査の結果報告について

- 議 長 日程第 1 2 報告第 2 号現金出納例月検査の結果報告については議案書 3 6 ページから 4 3 ページに記載のとおり監査報告でございますので報告済みと致します。

◎閉会の宣言

- 議 長 以上をもちまして、本定例会に付議された案件はすべて議了致しました。これをもちまして、令和 6 年第 2 回胆振東部消防組合議会定例会を閉会致します。

閉会 午前 1 1 時 5 7 分